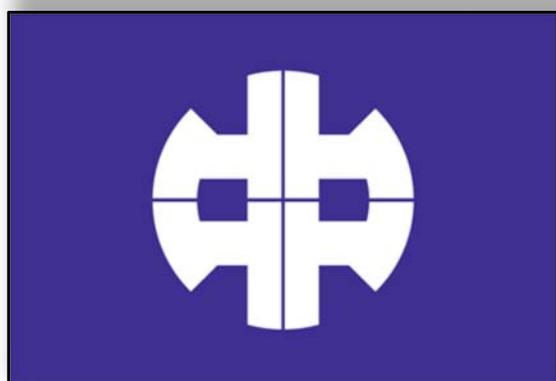


# 中之条町国土強靱化地域計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年12月

群馬県 中之条町

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2

## 第2章 中之条町の概況と特性

1 自然的条件	
① 位置・地勢	3
② 気候	4
③ 土地利用	5
2 社会的条件	
① 交通	6
② 産業	7
③ 人口	8
④ 社会資本の老朽化	9
3 過去の災害の歴史	10
4 想定される大規模自然災害等	12

## 第3章 基本的な考え方

1 基本方針	14
2 基本目標	14
3 事前に備えるべき目標	15

## 第4章 脆弱性評価及び施策の推進方針

1 脆弱性の考え方	16
2 強靱化に向けた推進方針	16
3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	17
4 施策分野の設定	19
5 リスクシナリオごとの脆弱性の評価と推進方針	
I 人命の保護が最大限図られる	20
II 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	27

Ⅲ 必要不可欠な行政機能は確保する	33
Ⅳ 経済活動を機能不全に陥らせない	34
Ⅴ 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	35
Ⅵ 制御不能な二次災害を発生させない	38
Ⅶ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	39

## 第5章 計画の推進と進捗管理

1 優先的に取り組む施策	42
2 推進体制	43
3 進捗管理	43
4 見直し	44

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定した。

また、群馬県においても、国基本計画との調和を保ちながら、県の国土強靱化を推進するための地域計画として、平成29年3月に「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が策定された。

本町においては、比較的大規模自然災害が少ない地域とされてきたが、近年の大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生リスクの一段の高まりを受け、災害時においても町民の生命と財産を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要不可欠となっている。こうしたことから、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、中之条町国土強靱化地域計画（以下「町地域計画」という。）を策定するものである。

## 2 計画の位置付け

- ◆ 基本法第13条の規定に基づき、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針とする。
- ◆ 基本法第14条の規定に基づき、国基本計画と調和を保つとともに、県地域計画とも調和・連携を図る。
- ◆ 本町のまちづくりの方向性を示す「中之条町総合計画」や災害対策基本法に基づき策定した「中之条町地域防災計画」等との整合・調和を図るとともに、本町の分野別計画等において国土強靱化に係る指針となるものである。

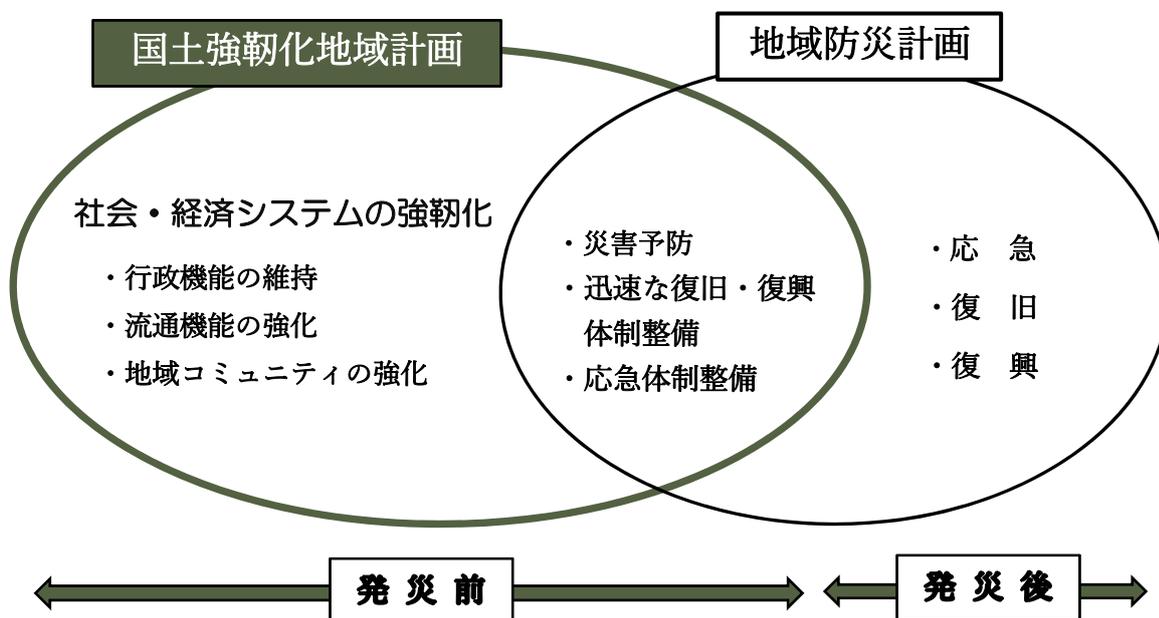
## 【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性】

本町の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された「中之条町地域防災計画」があり、震災、風水害等の災害リスク毎に応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められている。

一方、本計画は、災害リスク毎に対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、全体としての強靱化に関する総合的な指針である。

### ■ 地域防災計画との比較

	国土強靱化計画	地域防災計画
検討対象	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象区分	発災前	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	予防・応急・復旧対策



## 3 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とする令和7年度までの5年間を計画期間とする。

## 第2章 中之条町の概況と特性

### 1 自然的条件

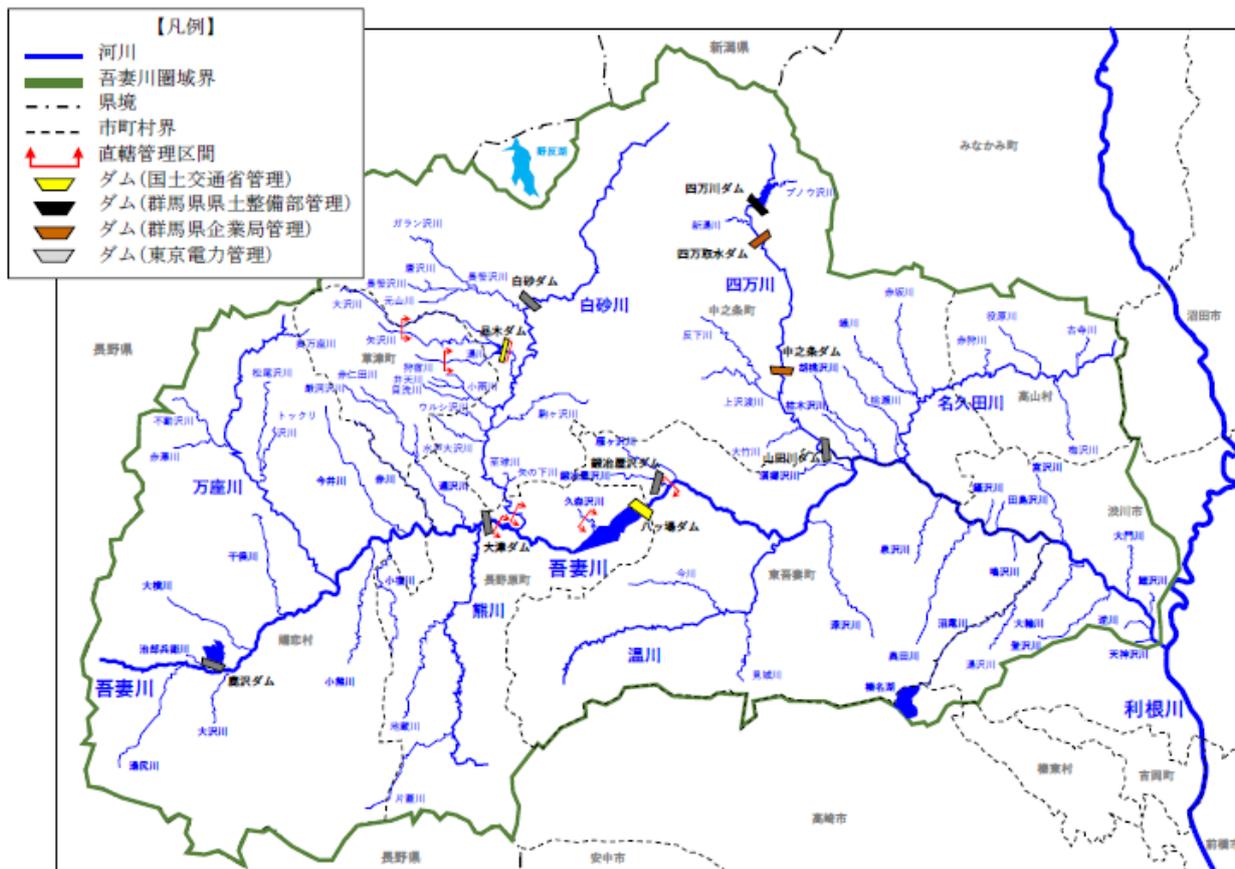
#### ① 位置・地勢

中之条町は、群馬県の北西部に位置しており、県内6市町村、県外4町村と隣接している県境の町である。

総面積は439.28 平方キロメートルで、8割以上を森林が占めており、特に林野率の高い沢田地区（旧沢田村）、六合地区（旧六合村）は山村振興法に基づく「振興山村」に指定されている。

地形は、盆地や河岸段丘、丘陵地などがみられ、変化に富んだ景観を形成している。山林が広く平坦地が少ない。町北部は、風光明媚な三国山系の高峰がそびえており、上信越高原国立公園に指定され、芳ヶ平湿原やチャツボミゴケ公園から構成される芳ヶ平湿地群が平成27年5月にラムサール条約湿地登録簿に掲載されたほか、貴重な高山植物の宝庫である野反湖周辺など、豊かな自然を有している。

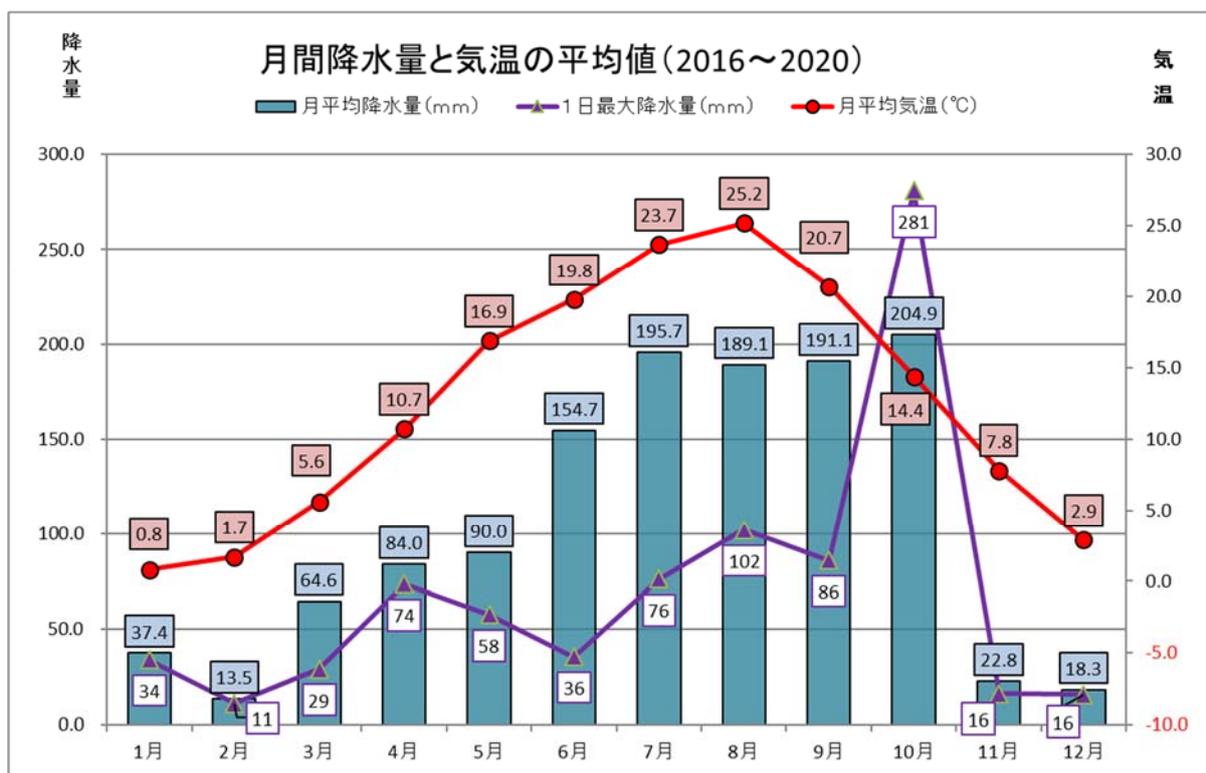




国土交通省 「吾妻川圏域 河川図」参照

## ② 気候

気候は、地形が急峻で標高が300メートルから2,300メートルに及ぶことによる地域的な格差はあるものの山に囲まれた盆地状の地形であるため、内陸性気候となっている。また、平均気温は12.5℃、冬期には積雪もあり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」に指定されている。



### ③ 土地利用

本町の総面積は439.28km<sup>2</sup>であり、そのうち地目別面積で国有林を含む山林が85.30%、田畑4.6%、宅地が1.2%を占めている。

市街地の中の条町地域・西中之条地域・伊勢町地域は都市計画区域となっており、宅地や商業・工業用地として利用されている。

一方、沢田地域・伊参地域・名久田地域・六合地域は山林がほとんどを占め、その中に農地と住宅が点在している。

中山間地域及び山間地域は、河川流域や山間の平坦地に集落や農地が点在しているため、一体的な土地利用が困難な状況にあるが、観光的な土地利用も行われてきている。

農地については、土地改良事業などにより優良農地が確保されているが、人口の減少や高齢化、有害鳥獣の被害による農地の荒廃化が見られる。

地目別土地面積

地目	面積(km <sup>2</sup> )	構成比(%)
田	5.22	1.2
畑	15.05	3.4
宅地	5.07	1.2
山林	374.89	85.3
原野	9.25	2.1
雑種地	3.73	0.9
その他	26.07	5.9
合計	439.28	100.0

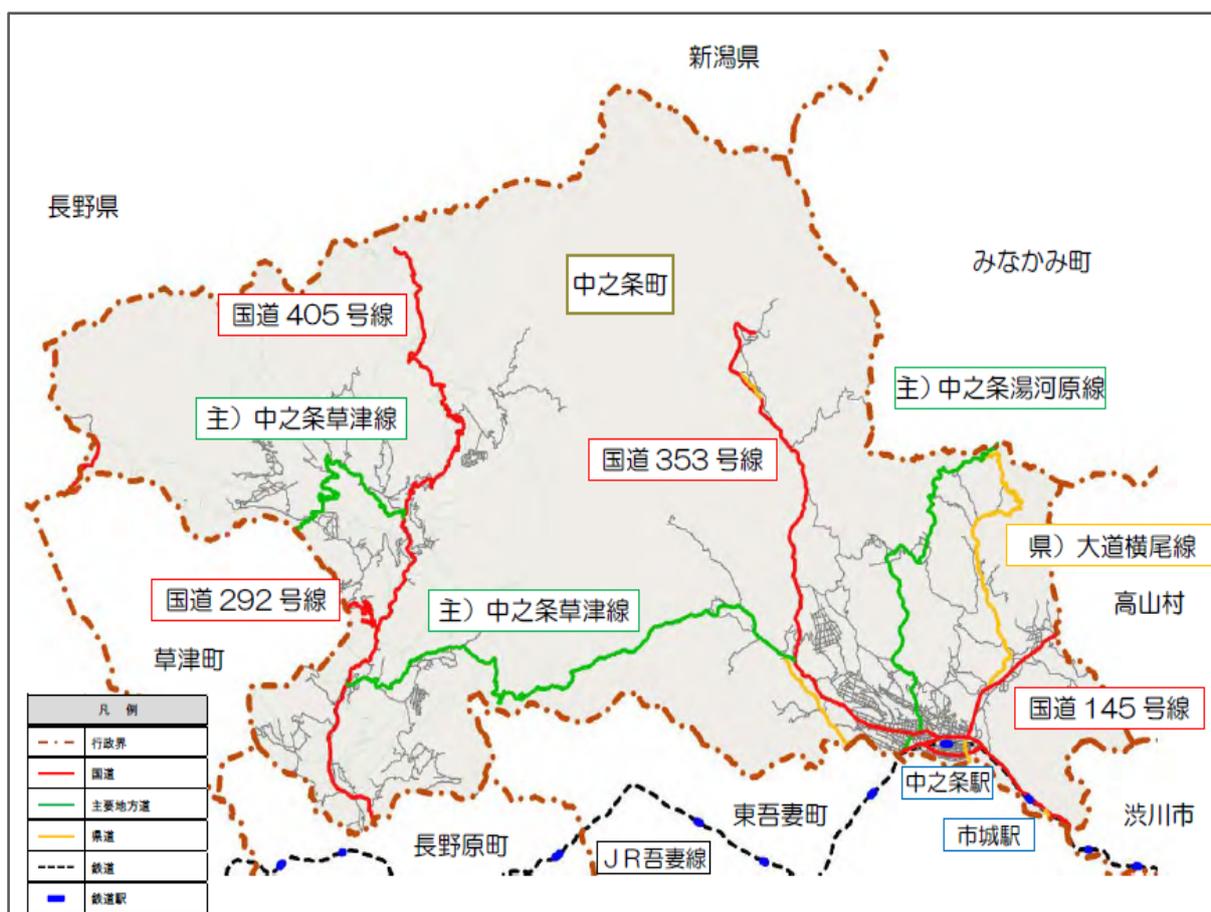
## 2 社会的条件

### ① 交通

本町は、東京都心まで約140km、県庁所在地の前橋市まで約40kmという位置にあり、JR吾妻線と国道353号が通り、吾妻郡の玄関口となっている。

また、国道145号が高山村、国道292号が草津町へとつながり、梨木地区から長野県までが国道405号として認定されているほか、主要地方道中之条草津線が国道と交差している。

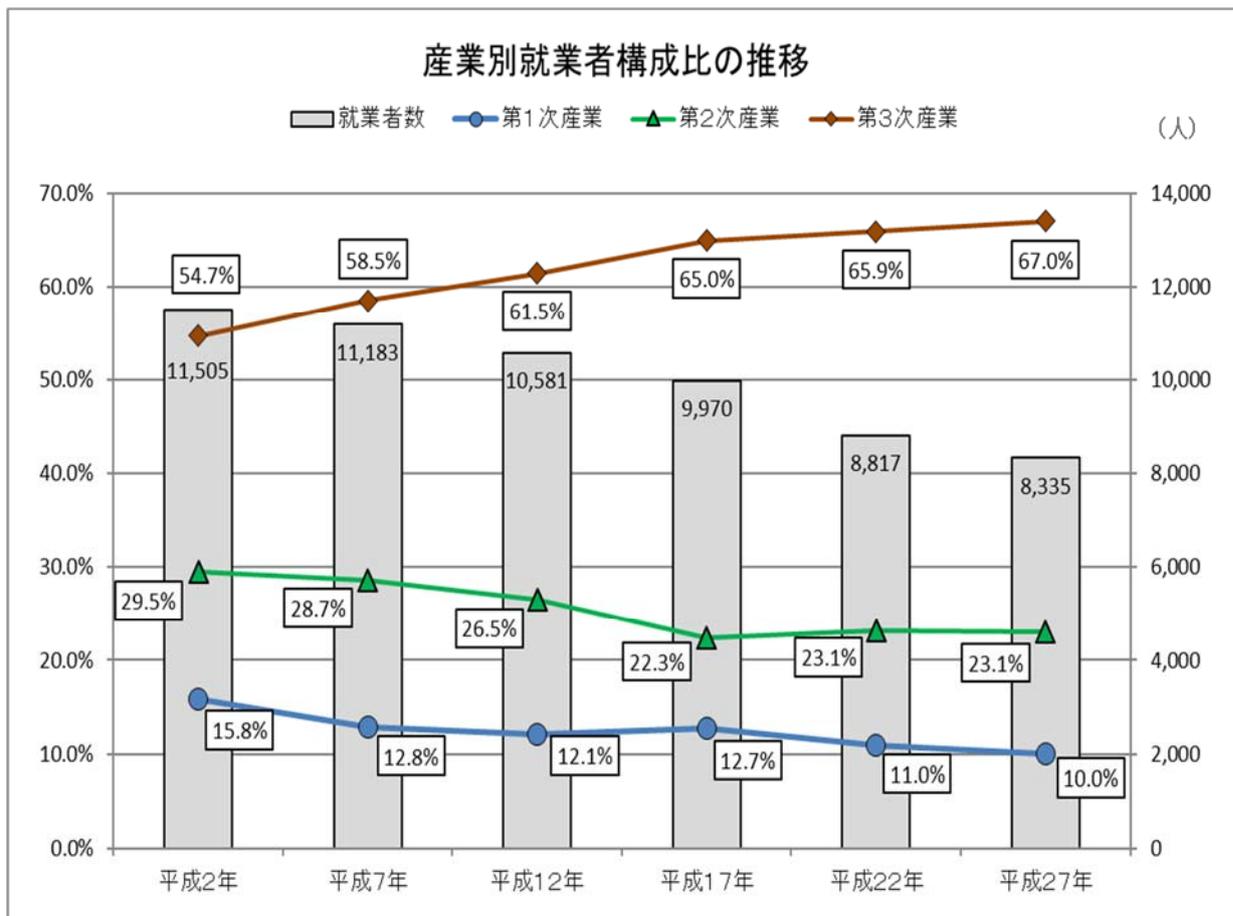
渋川市から吾妻郡を経て長野県東御市を結ぶ計画の、地域高規格道路である上信自動車道へのアクセス道の整備が進められているところであり、特に町を横断する主要地方道中之条草津線の早急な改良と国道405号の改良が望まれている。高速交通網は、関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジ、上越新幹線の上毛高原駅まで、車でも約40分程度必要である



## ② 産業

本町の主要産業は、農業、林業、商業、工業、観光業であるが、いずれの産業も少子化や都市部への人口流出による後継者不足及び、郊外の大企業への増加による事業の縮小・廃業など厳しい状況となっている。特に六合地区は農業を産業の主体としてきたが地形が急峻・狭隘のうえ、降雪もあるという状況もあり、経営面積は小規模で機械化できない零細経営が多く、農業後継者が育たないといった厳しい農業経営条件にある。加えて、近年の経済事情の変化に伴って若年就労年齢層の地域外流出が多く産業就業構造に大きな変化が生じている。こうした状況により、第一次産業から第三次産業へと移行し農林業就業者の衰退を招くとともに、労働力の質の低下による土地利用の硬直化を招く等、地域産業振興を推進する上での状況が一層悪化している。

また、本町の基幹産業である観光面においても入込み客数が停滞し、各方面への影響が出てきている。今後も急激な景気向上は見込めず、経済情勢を念頭においた対策を講じていかなければならないところである。



### ③ 人口

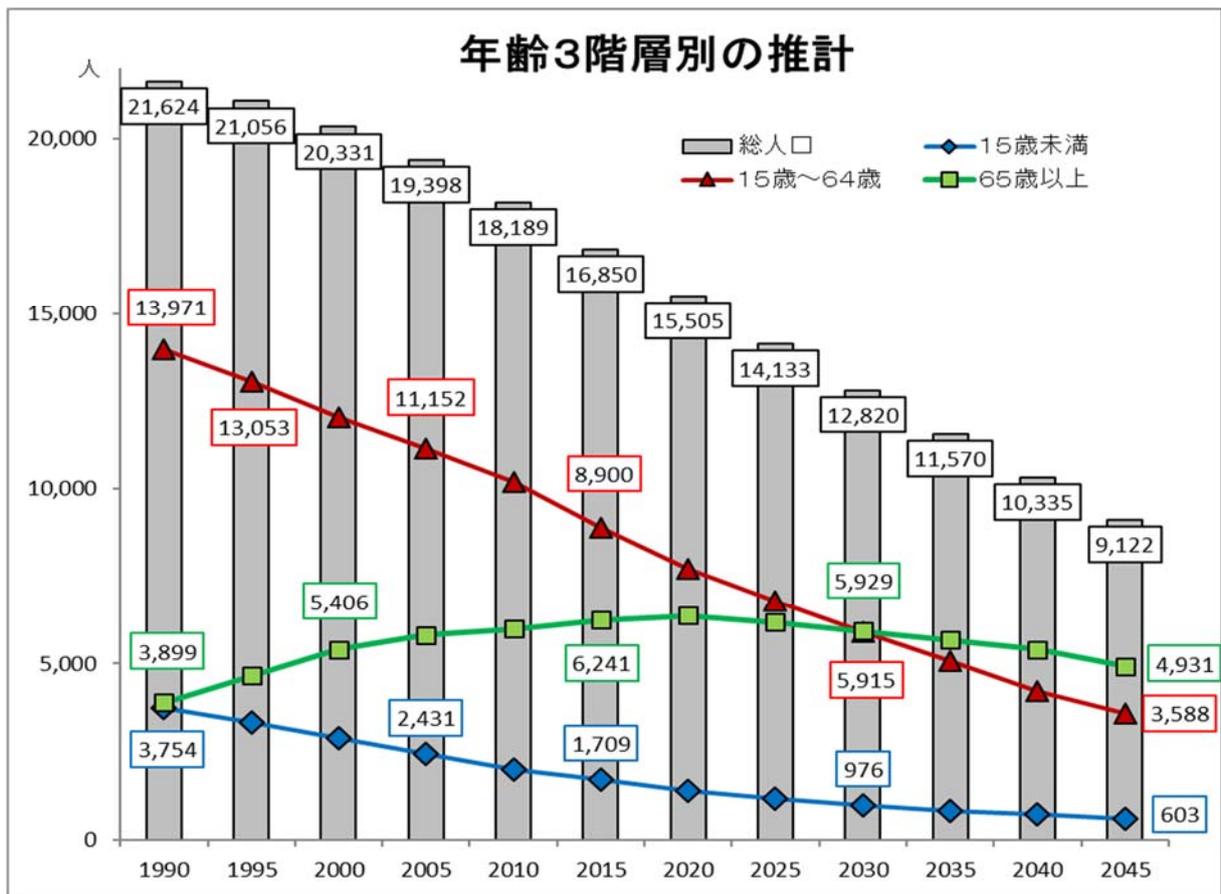
中之条町の人口は、昭和 30 年の町村合併時には 23,195 人であったが、以後減少が続き、六合村編入直後の平成 22 年では 18,216 人、平成 27 年の国勢調査では 16,850 人となっている。

年齢階層別人口では、平成 27 年において年少人口が 10.2%、生産年齢人口が 52.8%、老年人口が 37%となっており、平成 2 年からの 25 年間で、老年人口が 1.6 倍と増加した一方、年少人口は 45.5%、生産年齢人口は 63.7%に減少しており、少子高齢化の傾向が顕著である。

人口動態の推移では、自然動態で死亡数が出生数を上回っており、社会動態で、転出が転入を上回り、純増減数は 300 人前後で減少している状況である。

将来人口の推計においては、国立社会保障・人口問題研究所による平成 25 年の推計では、2045 年に 10,268 人と推計されていたが、平成 30 年の推計では 9,122 人と 1 万人を割り込む推計となっている。

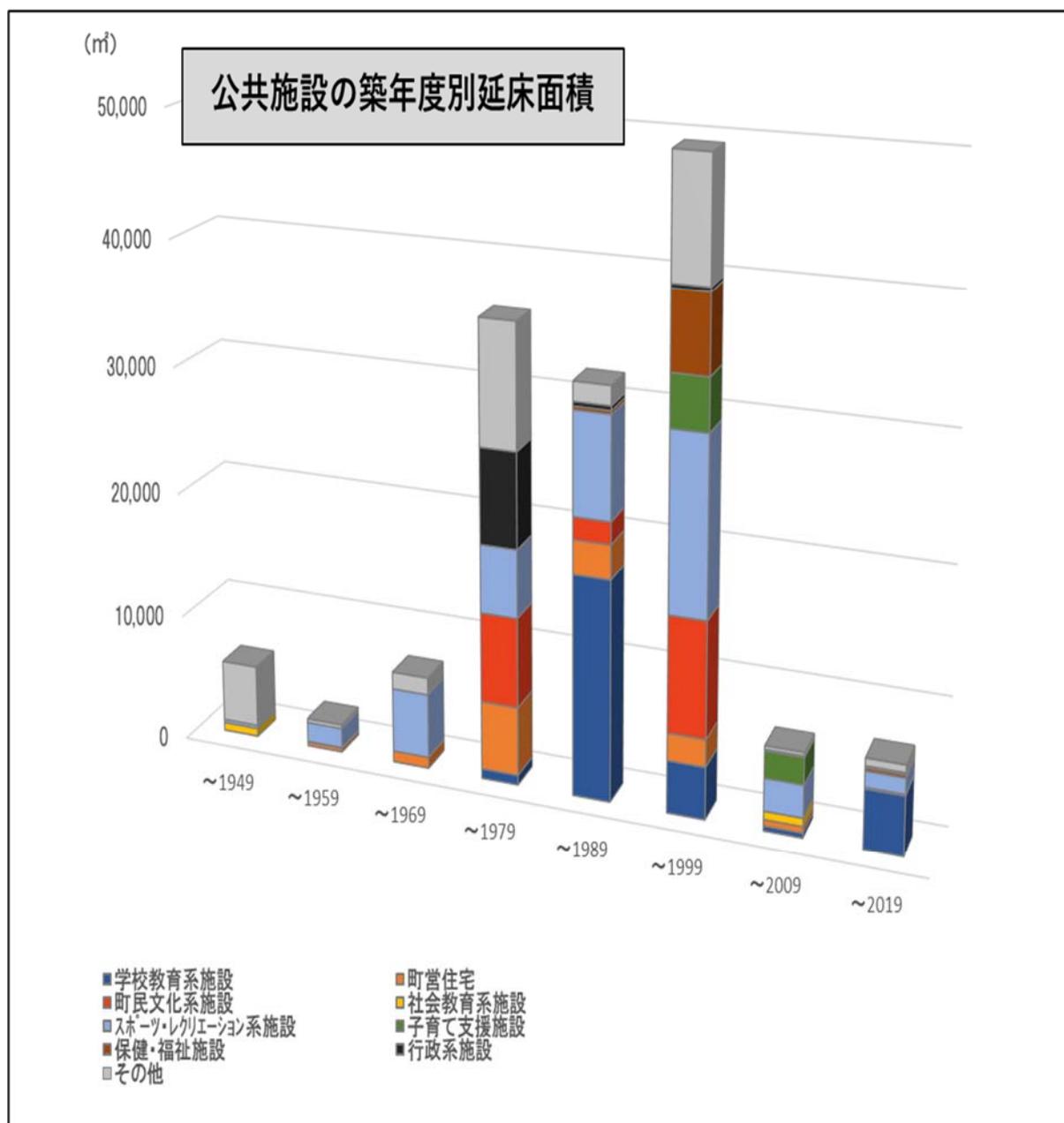
年齢 3 階層別では、2015 年から 2045 年の 30 年かけての人口減少をみると、年少人口が（15 歳未満）約 65%、生産年齢人口が（15 歳～64 歳）約 60%、老年人口（65 歳以上）約 21%の減少となり、2030 年には老年人口が生産年齢人口を上回ることも予想されている。



#### ④ 社会資本の老朽化

本町の公共施設の多くは、経済成長期から1990年代までに整備され、令和2（2020）年現在、大改修の目安となる30年以上を経過した公共施設は、延床面全体の60.3%であり、これが10年後の令和12（2030）年には、90.9%になると見込まれ、早急な老朽化対策が必要な状況であり、今後大規模改修等が集中する時期が到来することになる。

また、公共施設の延床面積で耐震化の状況をみると、77.1%は新耐震基準または耐震性が有る施設であり、22.9%は耐震性がないまたは不明な施設となっている。



### 3 過去の災害の履歴

#### 町内における過去の主な災害の状況

年次	災害等	被害状況等
2019/10/12 (R元)	台風19号	総雨量 296.5 mm 時間最大 39.5 mm 大土砂災害警戒情報 各地多数の土砂崩れ、倒木、電線被害、土砂災害による道路通行止あり 避難所開設 11 箇所、避難者 249 名 住家被害一部損壊 7 棟、床上浸水 1 棟
2016/8/22 (H28)	台風9号	土砂災害警戒情報 各地の道路で倒木、土砂崩れ多数あり 住家屋根、ビニールハウス等被害多数 国道292号入山草津間土砂流入により通行止 赤坂、蟻川、岩本地区約 200 世帯停電発生
2015/9/9 (H27)	台風18号	土砂災害警戒情報 倒木、土砂崩れ多数、道路通行止あり 道の駅六合駐車場崩落
2014/2/14 (H26)	大雪 (低気圧)	14日から15日にかけて、低気圧の接近・通過により雪が降り続き大雪となり、大字中之条町地内では過去最多となる85cmを記録 死者1人 道路、鉄道などに甚大な影響あり カーポート・ビニールハウス等の倒壊多数 ガソリンなどの燃料供給不足が発生
2011/3/11 (H23)	東北地方太平洋沖地震	震度4 公共施設の破損多数 計画停電(六合地区) 避難者受入・避難者支援
2011/9/2 (H23)	台風12号	土砂災害警戒情報 はん濫注意水位:吾妻川(市城観測所) 床下浸水3棟、自主避難2世帯
2001/8/22 (H13)	台風11号	総雨量259mm(野反湖) 国道292号のうち、長野原町から草津方面において通行不能となった。また、白砂川が増水し、北部の花敷、尻焼両地区を結ぶ橋が冠水する危険及び土砂崩れのおそれが生じた。

年次	災害等	被害状況等
1982/8/1 (S57)	台風10号	<p>時間最大雨量36mm</p> <p>【旧中之条町】 負傷・入院2名、通院17名 町道33箇所・林道4箇所崩落等、農業施設多数欠かい 半壊25戸、一部破損468戸、床下浸水12戸、非住家 522戸</p> <p>【旧六合村】 土砂崩れや道路決壊が発生し、野反湖畔でキャンプして いた約500人及び入山地区が完全に孤立。自衛隊のヘリ コプターで救援食糧や生活物資を空輸。電気・電話が遮 断し、水道も決壊。 負傷1名 住宅、農作物、道路、橋梁多数損壊 全壊2戸、半壊2戸、一部破損11戸、床上浸水2戸、床 下浸水8戸、非住家8戸</p>
1981/8/22 (S56)	台風15号	<p>総雨量 372 mm 時間最大 69 mm</p> <p>町道228箇所崩落等、橋梁8箇所流失破損、その他公共 施設多数崩壊 床下浸水487戸、床上浸水17戸、流失全壊3戸</p>
1963年 (S38)	地すべり	伊参地区五反田;山林、水田、畑、30アール埋没
1959/9/26 (S34)	伊勢湾台風	<p>災害救助法適用</p> <p>※参考：群馬県被害 [死者:10人、負傷者:27人、家屋全 壊:536棟]</p>
1945/4/16 (S20)	沢渡の大火	<p>沢渡温泉の全域、蛇野の一部、久森、前尻、湯原、古座 部の山林約1,500町歩を焼失 焼失した戸数114戸</p>
1935/9/25 (S10)	大風水害	<p>【旧中之条町】 重傷者1名、流失崩壊1棟、倒壊8棟、浸水200棟、非 住家10棟、道路3,600m・20箇所損壊</p> <p>【旧沢田村】 死者・行方不明者64名、重傷者10名、流失崩壊61 棟、倒壊107棟、非住家301棟、道路15,000m損壊</p> <p>【旧伊参村】 浸水2、非住家8棟、道路1,191m・26箇所損壊</p> <p>【旧名久田村】 流失崩壊1棟、倒壊7棟、非住家4棟、道路180m・15 箇所損壊</p> <p>【旧六合村】 流失崩壊2棟、倒壊8棟、浸水15棟、道路50m・100 箇所損壊</p>

## 4 想定される大規模自然災害等

大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国基本計画・県地域計画に準じ、本計画においては、大規模自然災害等全般を対象災害として設定した。

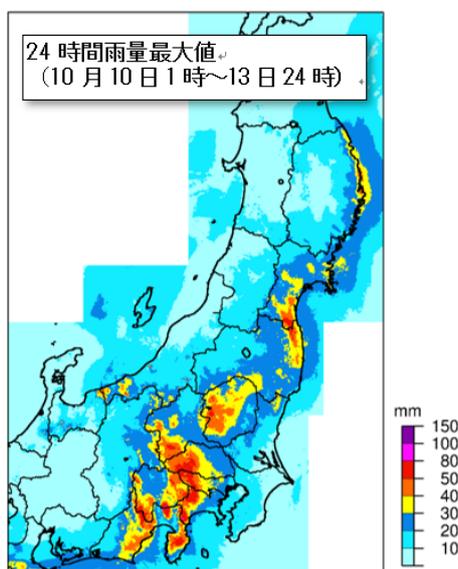
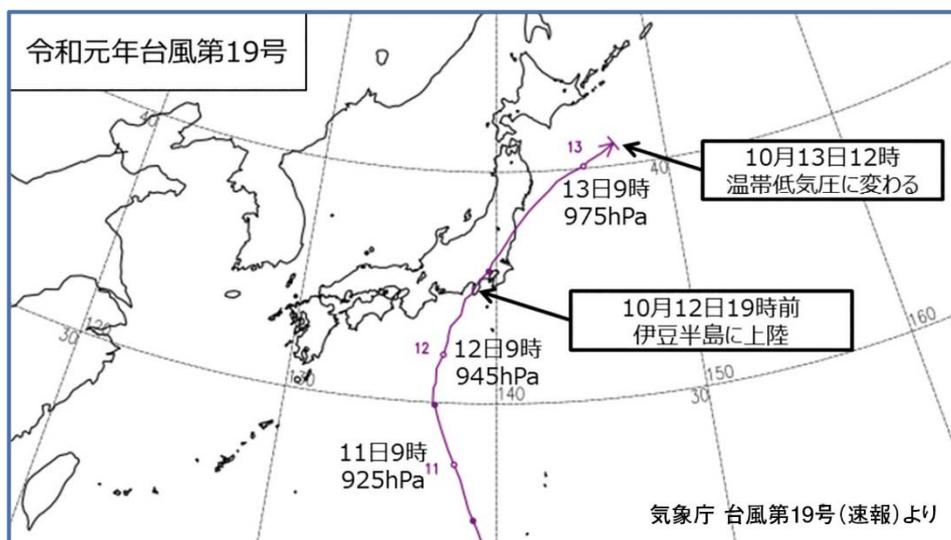
自然災害等の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)、最大震度6弱を想定。建物被害、家財、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨・突風	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
事故災害		航空災害、鉄道災害、道路災害等を想定
火災	大規模な火事	市街地における大規模な火事災害を想定
	林野火災	落雷等を原因とした火災が林野で発生し、乾燥や強風等により延焼、人的・物的被害等が発生

◆ 土砂災害のリスク

本町では、地形的な特性から土砂災害の法指定区域や危険区域が多数分布している。台風や地震などの二次災害として土砂災害の発生が想定される。

中之条町土砂警戒区域等指定状況 (令和3年3月31日時点)

区 分	箇所数
土砂災害警戒区域	701箇所
土石流	225箇所
急傾斜地の崩壊	414箇所
地滑り	62箇所
土砂災害特別警戒区域	601箇所
土石流	191箇所
急傾斜地の崩壊	410箇所
地滑り	0箇所



## 第3章 基本的な考え方

### 1 基本方針

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。広域的な防災・救援機能の充実を図り、国基本計画及び県地域計画と調和を保ちつつ、いかなる災害が発生しても「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、強靱化を推進する。

### 2 基本目標

中之条町国土強靱化地域計画の基本目標は、国基本計画や県地域計画を踏まえ、以下のように設定する。

#### ◆ 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

### 3 事前に備えるべき目標

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、大規模自然災害の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時間軸を考慮しながら、次の7つの事前に備えるべき目標を設定する。

事前に備えるべき目標		災 害 発生直後	応 急	復 旧	復 興	
I	人命の保護が最大限図られる					
II	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる					
III	必要不可欠な行政機能は確保する					
IV	経済活動を機能不全に陥らせない					
V	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る					
VI	制御不能な二次災害を発生させない					
VII	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する					

## 第4章 脆弱性評価及び施策の推進方針

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

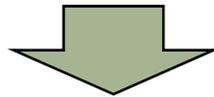
本計画においても、本町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び群馬県のガイドラインを参考に、脆弱性評価を実施した。

### 2 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、基本目標及び事前に備えるべき目標の妨げとなる18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、ハード・ソフト両面から地域の強靱化を図るための施策の推進方針として取りまとめた。

#### ◆ 脆弱性評価の流れ

① 基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定



② 「事前に備えるべき目標」達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定



③ 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）



強靱化のための推進方針を検討・策定

### 3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で総合的かつ客観的に行うものとされている。そのため、国基本計画及び県地域計画との調和に配慮しつつ、本町の状況を考慮し、「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I	人命の保護が最大限 図られる	I-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		I-2	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		I-3	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		I-4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
II	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	II-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		II-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		II-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		II-4	医療・福祉の需要が急激に増加することによる医療・福祉機能の麻痺
		II-5	被災地における感染症等の大規模発生
III	必要不可欠な行政機能は確保する	III-1	町職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下
IV	経済活動を機能不全に陥らせない	IV-1	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
V	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	V-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期間にわたる機能の停止
		V-2	上下水道等の長期間にわたる機能の停止
		V-3	基幹交通及び地域交通ネットワークの長期間にわたる機能の停止
VI	制御不能な二次災害を発生させない	VI-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃
VII	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	VII-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		VII-2	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		VII-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

## 4 施策分野の設定

地域強靱化に関する施策分野は、5つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。個別施策分野として、①行政施策、②住環境、③保健医療・福祉、④産業、⑤国土保全の5分野を設定した。

横断的分野として、①リスクコミュニケーション、②老朽化対策の2分野を設定した。

施策分野		分野ごとの主な施策
個別 施策 分野	① 行政施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機能の維持に係る施策</li> <li>住民の避難行動や避難場所に係る施策</li> <li>消火・救助・救急に係る施策</li> <li>学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策</li> </ul>
	② 住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅や建築物の安全に係る施策</li> <li>上水道や下水道施設の強化に係る施策</li> </ul>
	③ 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の医療体制、保健衛生に係る施策</li> <li>避難行動要支援者に係る施策</li> </ul>
	④ 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業の基盤整備に係る施策</li> <li>観光における災害対応に係る施策</li> </ul>
	⑤ 国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害対策の推進に係る施策</li> <li>山地災害対策の推進に係る施策</li> <li>交通ネットワークの整備に係る施策</li> </ul>
横断的 分野	① リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの強化に係る施策</li> <li>町民との防災意識の共有に係る施策</li> </ul>
	② 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の適正な維持管理、更新に係る施策</li> </ul>

## 5 リスクシナリオごとの脆弱性の評価と推進方針

I 人命の保護が最大限図られる	
I-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	
想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震に対する安全性を満たしていない建築物等が、地震の発生や局地的な大雪に見舞われ倒壊や損傷し、多数の死傷者が発生。</li> <li>◆ 建築物内の家具等が地震により転倒や移動し、下敷きや避難の妨げとなり、多数の死傷者が発生。</li> <li>◆ 災害の発生により、町内の各所で火災が多発。</li> <li>◆ 危険空き家等の倒壊・火災が発生。</li> <li>◆ 初動対応の遅れや強風等の気象条件、維持管理されていない空き家や空地への延焼により、火災が広範囲に広がり、多くの家屋が焼失するとともに多くの死者・負傷者が発生。</li> <li>◆ 自力での避難が困難な方が逃げ遅れ、多数の死傷者が発生。</li> </ul>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させることが必要。</li> <li>◇ 人的被害の軽減に向け、住宅の耐震化を進めることが必要。</li> <li>◇ 耐震化に向け、住民への更なる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めることが必要。</li> <li>◇ 火災を発生させないという前提のもと、発生した際の速やかな初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要。</li> <li>◇ 住民一人ひとりの心がけを高め、未然防止を図ることが必要。</li> <li>◇ 老朽空き家の適正な管理（利活用・除去）が必要。</li> <li>◇ 地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。</li> <li>◇ 住宅の密集した地域における対策が必要。</li> <li>◇ 避難困難者の支援をはじめ、地域の避難体制を強化することが必要。</li> </ul>
推進方針	<p>① 建築物等の耐震化や長寿命化、老朽化対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅・建築物の耐震化について補助制度を継続するとともに、これをPRし、所有者等に働きかけを実施する。</li> <li>・ 中之条町耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化の促進を図る。</li> <li>・ 中之条町町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な修繕、建て替えを実施する。</li> </ul> <p>② 自主防災組織の活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織において、設立や活動の支援を行うとともに、地区住民や消防団、各種団体との協働による、防災知識の普及啓発や初期消火訓練等の防災訓練の実施を促進し、自助・共助・公助の相互の連携による地域防災力の強化に努める。</li> </ul> <p>③ 空き家対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については解体補助制度を継続するとともに、所有者に働きかけを実施する。また、状態</li> </ul>

の良い空き家は、民間事業者とも連携し、売買や賃貸等の利活用を推進するなど、適正管理に向けた施策を実施する。

- ・ 中之条町空家等対策計画で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は、特定空き家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。

#### ④ 防災教育の推進

- ・ 防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人ひとりの防災意識の向上を図る。

#### ⑤ 消防団活動の充実

- ・ 消防団が、安全かつ効果的な消防防災活動が行えるよう、計画的に消防ポンプ自動車等の更新、資機材の充実等の支援を図るとともに、消防団員の加入促進と組織力を高めるための教育訓練を実施する。

#### ⑥ 消防施設の充実

- ・ 消防水利は、火災発生時の消火活動において延焼拡大を防ぎ被害軽減に資するために重要な施設であることから、防火水槽や消火栓を有効的・効果的に整備するとともに適切な維持管理に努める。

#### ⑦ 住宅用火災警報器の普及促進

- ・ 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の徹底を図り、初期消火等、積極的な防火対策を推進する。

#### ⑧ 火災に強いまちづくり

- ・ 地域住民はもとより、町並みを訪れる観光客が、安全・安心して過ごせる街並みの形成に向け、火災に強いまちづくりに努める。
- ・ 避難経路の確保や消防車両の円滑な進入路の確保、延焼防止機能の確保に向け、細い街路の拡幅や交差点改良、オープンスペース確保に取り組む。

#### ⑨ 避難行動要支援者対策

- ・ 災害時に、支援が必要な人の情報共有と地域の相互扶助機能を強化するため、避難行動要支援者名簿を作成し、区長会や民生委員・児童委員、地域住民と連携した避難支援体制の整備を推進する。
- ・ 避難支援に関連する情報の周知や普及を図り、避難行動に不安がある人の総合的な相談体制の整備に努める。

指 標		単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定			策定済	更新(随時)
住宅の耐震化率		%	61 (H30)	85
自主防災組織結成率		%	46	100
防災アドバイザー防災士登録者数		人	5	20
消防団員数		人	312	290
空き家外観調査数		件	30	25
年間空き家解消実績数		件/年	19	12
避難行動要支援者名簿の整備			未策定	更新(毎年度)
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
行政施策	防災フェアの開催		総務課・建設課・ 上下水道課	

	防災啓発・防災教育の実施	総務課・こども未来課
	学校等での避難訓練の実施	こども未来課
	消防団員の勧誘促進	総務課
	消防自動車、消防施設等の計画的な整備	総務課
住環境	住宅用火災報知器、消火器の設置促進	総務課
	空き家等の対策に向けた体制整備	企画政策課・建設課
	空き家利活用の推進	企画政策課
	空き家バンク制度の充実	企画政策課
保健医療・福祉	避難行動要支援者の避難体制の強化	総務課・住民福祉課
産業	店舗等リニューアル補助金事業	観光商工課
	チャレンジショップ出店支援事業	観光商工課
リスクコミュニケーション	防災アドバイザー防災士資格取得支援	総務課
	自主防災組織の活動支援	総務課
	集会所建設・増改築補助事業	総務課
老朽化対策	公共施設等総合管理計画・個別施設計画の推進	総務課
	橋梁長寿命化修繕計画の推進	建設課
	建築物等耐震化促進事業	建設課
	町営住宅管理事業	建設課

## 木造建築物の代表的な被害事例



6



I-2 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 台風の襲来や梅雨前線等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が町内で多発し、避難が遅れた多数の町民が犠牲となる。</li> <li>◆ 不安定な多量の土砂が山腹や河川内に堆積し、土砂災害や洪水の発生しやすい状態が長期間にわたり継続する。</li> </ul>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所を把握し、周知等の対策が必要。</li> <li>◇ 町民に対し、迅速で適切な災害情報の伝達が必要。</li> <li>◇ 山地災害等を防止するため、森林整備事業や治山事業等による防災・減災対策を推進することが必要。</li> <li>◇ 避難困難者の支援をはじめ、地域の避難体制を強化することが必要。</li> </ul>
推進方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>土砂災害対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 群馬県と連携して、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を促進する。</li> </ul> </li> <li>② <b>危険箇所の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害（特別）警戒区域の指定を踏まえ、ハザードマップの更新を行い、危険箇所の周知に努める。</li> <li>・ 土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援に努める。</li> </ul> </li> <li>③ <b>災害情報の的確な伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線や安心メール（防災情報）等を活用し、土砂災害に伴う避難指示等の発令を、町民に対し迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。</li> </ul> </li> <li>④ <b>自主防災組織の活動の充実【再掲】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織において、設立や活動の支援を行うとともに、地区住民や消防団、各種団体との協働による、防災知識の普及啓発や初期消火訓練等の防災訓練の実施を促進し、自助・共助・公助の相互の連携による地域防災力の強化に努める。</li> </ul> </li> <li>⑤ <b>避難行動要支援者対策【再掲】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に、支援が必要な人の情報共有と地域の相互扶助機能を強化するため、避難行動要支援者名簿を作成し、区長会や民生委員、児童委員、地域住民と連携した避難支援体制の整備を推進する。</li> <li>・ 避難支援に関連する情報の周知や普及を図り、避難行動に不安がある人の総合的な相談体制の整備に努める。</li> </ul> </li> <li>⑥ <b>各種機関との連携強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。</li> </ul> </li> <li>⑦ <b>森林の適正管理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努める。</li> </ul> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることを周知を図るとともに、森林保全意識の高揚に努める。</li> </ul>			
指 標		単 位	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R7)
自主防災組織結成率【再掲】		%	46	100
避難行動要支援者名簿の整備【再掲】			未策定	更新(毎年度)
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
行政施策	集落単位の防災マップの作成		総務課	
保健医療・福祉	避難行動要支援者の避難体制の強化【再掲】		総務課・住民福祉課	
産業	森林経営管理制度の周知・推進		農林課	
	森林環境譲与税・ぐんま緑の県民税活用事業		農林課	
	林道・作業道整備		農林課	
国土保全	山地災害防止対策の促進		農林課	
	森林の多面的機能の維持		農林課	



I-3 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生				
想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 局地的な大雪に見舞われ、道路が至るところで通行不能となる。</li> <li>◆ 緊急車両等も到達できず、多くの死傷者が発生。</li> </ul>			
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平時から、気象台等の関係機関と連携を図り、暴風雪・豪雪が予想される時は情報共有を行い、住民に対し不要不急の外出を抑制させるための情報提供を行うことが必要。</li> <li>◇ 道路管理者間（国・県・町・近隣町村）の相互応援と除雪体制の強化が必要。</li> <li>◇ 行政区をはじめとした、住民の協力体制が必要。</li> <li>◇ 孤立が想定される集落の想定と、地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要。</li> <li>◇ 道路、歩道、施設等の除雪対策を進めることが必要。</li> </ul>			
推進方針	<p>① 除雪体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。</li> <li>・ 幹線町道（バス路線、緊急輸送道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。</li> <li>・ 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。</li> <li>・ 町が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体制の整備を図る。</li> <li>・ 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。</li> <li>・ 高齢者宅等の除排雪支援体制の充実を図る。</li> <li>・ 行政区をはじめとする各種団体による除雪の協力を促進する。</li> </ul> <p>② 孤立集落への迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立が予想される集落に対しては、事前に連絡手段、世帯情報等を調査し、台帳や地図情報として整備記録する。</li> </ul> <p>③ 交通対策に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の外出を控えるよう、広報活動を行う。</li> </ul>			
	指 標	単位	現状値（R2）	目標値（R7）
	町内除雪業者数	件	25	25
	施策分野	主な取組・事業		担当所属
	行政施策	除雪ドーザ等の更新		建設課
	リスクコミュニケーション	除雪機購入補助（行政区）		建設課
		除雪ボランティアの推進		建設課

I-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態				
想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震等により、各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する。</li> <li>◆ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、町民に重要な情報が届かない。</li> <li>◆ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助支援が遅れ、多数の死者が発生する。</li> </ul>			
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 災害情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要。</li> <li>◇ 情報通信網の耐災害性の向上や情報伝達手段の多重化に取り組むことが必要。</li> <li>◇ 多言語表記による、海外からの観光客への情報伝達体制を構築することが必要。</li> </ul>			
推進方針	<p>① 情報通信手段の確保及び多重化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力が供給されない事態においても、最低72時間は同時通報用無線が放送できるよう、基地局・中継局・受信局のバッテリーや発電設備及び燃料を確保する。</li> <li>・ 災害時にも繋がりやすい通信設備及び情報伝達手段を確保し、長期停止することがないように対策を講じる。</li> </ul> <p>② 災害情報の収集及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民から情報収集をする際、うわさやデマ等、情報が正確でないという可能性があり、裏付けが取れる正確な情報のみを公開していく。</li> <li>・ 避難行動要支援者に対する複数手段での情報発信により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。</li> </ul> <p>③ ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報ネットワークの強化・安定化を図るため、過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。</li> <li>また、情報の確保を容易にする公衆施設でのWi-Fi 整備等も推進する。</li> </ul> <p>④ 避難行動等の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら考え、自らの命を自らが守るという意識のもと、マイ・タイムラインの有効性を周知し、町民自らによる作成を促進する。</li> </ul>			
	指 標	単位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	安心メール(防災情報)登録件数	件	4,505	4,600
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
行政施策	防災行政無線管理事業		総務課	
	六合ケーブルテレビ等情報施設運営管理事業		六合振興課	
	多様な情報伝達体制の整備		企画政策課	

## Ⅱ 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### Ⅱ-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震の発生や局地的な大雪に見舞われ、道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止が発生する。</li> <li>◆ 水道施設の損壊により、水の供給ができなくなる。</li> </ul>			
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要。</li> <li>◇ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要。</li> <li>◇ 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要。</li> </ul>			
推進方針	<p>① 災害に強い道路網の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、建設業者等との協定による復旧体制の連携強化を図る。</li> <li>・ 関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、中之条町橋梁長寿命化修繕計画を基に老朽化対策を行う。</li> </ul> <p>② 備蓄物資の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食糧や飲料水等を優先的に備蓄するとともに、乳幼児や要配慮者に係る備蓄品の充実を図る。</li> <li>・ 町民の備蓄や定期的な更新を促進するため、広報紙やホームページ、出前講座等により、継続的に周知、啓発を行う。</li> </ul> <p>③ 避難所での良好な生活環境の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた避難所整備を推進する。</li> </ul> <p>④ 広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から県や近隣自治体、協定を締結した自治体と連携を取り、積極的な情報収集・共有が行える体制を構築し、災害時には職員や物資の迅速な受入れを実施できるような体制を整備する。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	上水道基幹管路の耐震化率	%	24.7	30.0
	災害時応援協定等の締結数	件	25	30
	受援計画の策定		未策定	策 定
	施策分野	主な取組・事業		担当所属
	行政施策	防災備蓄品の拡充		総務課
	国土保全	生活道路・橋梁等の計画的な維持補修		建設課
	老朽化対策	橋梁長寿命化修繕計画の推進【再掲】		建設課
		水道施設の耐震化・老朽化対策		上下水道課

## Ⅱ-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

想定されるリスク	◆ 地震の発生や局地的な大雪に見舞われ、道路が至るところで通行不能となり、孤立集落が発生する。			
脆弱性の評価	◇ 孤立が想定される集落の想定と、地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要。 ◇ 緊急輸送道路の迂回路となる支援道路（既存道路を含む。）の整備が必要。			
推進方針	<p>① 孤立集落の発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立が予想される集落をあらかじめ想定しておく。</li> </ul> <p>② 災害に強い道路網の形成【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、建設業者等との協定による復旧体制の連携強化を図る。</li> <li>関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、中之条町橋梁長寿命化修繕計画を基に老朽化対策を行う。</li> </ul> <p>③ 物資輸送・備蓄促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立が予想される地域へ物資の運搬等を行うため、ヘリコプターによる支援体制の整備を行う。</li> <li>孤立が予想される地域に対して3日以上食料、飲料水、携帯トイレの備蓄を呼びかけ、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行うことにより、備蓄率の向上を図る。</li> </ul> <p>④ ネットワークの整備【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報ネットワークの強化・安定化を図るため、過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。</li> </ul> <p>また、情報の確保を容易にする公衆施設でのWi-Fi 整備等も推進する。</p>			
	指 標	単 位	現状値（R2）	目標値（R7）
	橋梁修繕工事必要数	橋	41	26
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
行政施策	緊急用ヘリコプター離着陸場の整備		総務課・六合振興課	
	六合ケーブルテレビ等情報施設運営管理事業【再掲】		六合振興課	
国土保全	道路維持改良事業		建設課	
	道路除雪事業		建設課	
リスクコミュニケーション	各家庭への防災備蓄に係る啓発の実施		総務課	
老朽化対策	橋梁長寿命化修繕計画の推進【再掲】		建設課	
	トンネル長寿命化修繕計画の推進		建設課	

## Ⅱ-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 逃げ遅れや倒壊建物等に関じ込められるなどにより、多くの要救助者・行方不明者が発生し、救助・捜索要請が大量に発生。</li> <li>◆ 消防施設、設備等の被災とともに、消火・救助・捜索活動を行う人員の負傷等により、消防機能の絶対的不足が生じる。</li> <li>◆ 救助・救急隊員等の到着に時間がかかり、必要な手当・処置が行われない。</li> </ul>			
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 消防等が被災することを想定した対策が必要。</li> <li>◇ 地域の救助・救急活動の担い手となる消防団員の育成支援に努めることが必要。</li> <li>◇ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。</li> </ul>			
推進方針	<p>① 自助・共助による救助・救急活動の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時には、消防等が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会等を実施する。</li> </ul> <p>② 消防団等の活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や演習・訓練の実施に努める。</li> <li>・ 若手消防団員の確保に努める。</li> <li>・ 地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練の実施を検討する。</li> </ul> <p>③ 情報共有体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努める。</li> </ul> <p>④ 広域連携の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から県や近隣自治体、協定を締結した自治体と連携を取り、積極的な情報収集・共有が行える体制を構築し、災害時には職員や物資の迅速な受入れを実施できるような体制を整備する。</li> </ul>			
指 標		単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
AED設置台数		台	49	50
消防団員数【再掲】		人	312	290
自主防災組織結成率【再掲】		%	46	100
防災アドバイザー防災士登録者数【再掲】		人	5	20
受援計画の策定【再掲】			未策定	策 定
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
行政施策	防災資器材の整備		総務課	

## Ⅱ-4 医療・福祉の需要が急激に増加することによる医療・福祉機能の麻痺

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害等による負傷者が大量発生し、医療機関の受け入れ態勢がひっ迫する。</li> <li>◆ 医療機関の被災により医療活動に必要な医薬品・衛生用品の喪失や、上下水道の使用不能により、医療機関内部の衛生状態が悪化し、感染症発生の危険性が高まる。</li> <li>◆ 福祉施設の被災や支援体制の不足により、入居者や各種サービスを受けている方が、必要な福祉サービスが受けられず、心身機能が急激に悪化する。</li> </ul>			
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 医療施設の耐震化や災害発生時の体制強化、人材の確保に努めることが必要。</li> <li>◇ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。</li> <li>◇ 人工透析患者や酸素療養者等への対応について、医療サービスの提供が滞ることのないようにすることが必要。</li> </ul>			
推進方針	<p>① 救命救急体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数の重症者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがある。確保できない場合は、消防団又は自主防災組織等の協力により搬送する必要があるため、各種団体等への救命講習を実施する。</li> </ul> <p>② 医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の医療機関のみでは対応の困難が予想される災害に備え、吾妻地域災害医療対策会議において策定している「吾妻地域災害医療対策マニュアル」に基づき、圏域内の医師会、医療機関、群馬県等の関係機関と連携のもと、対策に努める。</li> <li>・ 災害時の医療活動の継続が図られるように医薬品の医療機関での流通備蓄の依頼を行い、医療活動用の車両の確保や燃料供給体制の整備等に取り組むとともに、開院した医療機関への移送体制の構築に努める。</li> </ul> <p>③ 医療・介護人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等と計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を進める。</li> </ul> <p>④ 社会福祉施設の耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の社会福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化を促し、耐震化率の向上を図る。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	AED設置台数【再掲】	台	49	50
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
保健医療・福祉	医療機関等との連携強化		保健環境課	
	医療活動の支援体制の整備		保健環境課	
	救急医療体制の充実		保健環境課	

## Ⅱ－５ 被災地における感染症等の大規模発生

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 感染症の急速な蔓延や予防対策の遅れ等により、感染が広範囲に拡大し、多くの死者、感染症患者が発生。</li> <li>◆ 感染症の流行が長期化し、マスクや消毒液等の感染防止対策の資器材が不足するとともに、感染防止対策従事者や医療従事者の慢性的な不足が生じ、医療がひっ迫する。</li> <li>◆ 上下水道施設の損壊によるトイレ環境の悪化、電源喪失により冷暖房が使用できない状況が続き劣悪な生活環境となり、高齢者等を中心に被災者の健康状態が悪化し、災害関連死が発生する。</li> <li>◆ 避難所の衛生状況の悪化により、感染症等が拡大する。</li> </ul>
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 災害発生後の被災者の健康支援に取り組むことが必要。</li> <li>◇ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要。</li> <li>◇ 適正な避難所・福祉避難所の確保に努め、感染症の予防対策が必要。</li> <li>◇ 住民が主体となった避難所運営に向けた取組が必要。</li> <li>◇ 災害時に適切に汚水を処理する体制整備が必要。</li> <li>◇ 下水道施設の耐震化が必要。</li> </ul>
推進方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>健康支援活動の体制整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援に当たる</li> </ul> </li> <li>② <b>心の健康への専門的な支援の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。</li> </ul> </li> <li>③ <b>感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の流行を予防するため、マスクの着用や手指の消毒の奨励、防疫活動に努める。また、感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等の蔓延防止措置についても検討しておく。</li> <li>・ 災害時において下水の速やかな排除・処理を行う。また、これらを迅速に行うため、関係各機関の連絡体制及び応援体制の構築に努める。</li> </ul> </li> <li>④ <b>避難所の機能強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所となる施設での避難生活が長期化した場合に備え、パーティションの確保やトイレの洋式化、炊事器具の備蓄などの対策を推進する。</li> <li>・ 避難者に対して防災情報を効果的に伝達するため、避難所への映像設備等の導入など、情報提供体制の充実を図る。</li> <li>・ 高齢者や障害者などの避難場所となる福祉避難所の確保、機能維持を図る。</li> </ul> </li> <li>⑤ <b>避難所運営体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営の長期化に備え、自主防災組織等と連携した避難所運営を検討する。</li> </ul> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者が主体となり、要配慮者の見守りを行い、巡回する保健師等の支援者に繋げることができる避難所運営体制を確保する。</li> <li>避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアやNPOなどとの連携、受入れ体制の強化を図り、サポート体制の充実を図る。</li> <li>災害時は避難所の生活環境、避難者の健康状態を把握し、必要な環境整備、個別支援を行う。</li> <li>要配慮者の被災後の健康状態を把握し、生活環境の変化に応じて必要な支援を行う。</li> </ul>		
指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
下水道・合併処理浄化槽等の汚水処理人口普及率	%	92.6	93.2
予防接種(65才以上インフルエンザ)の接種率	%	70.7	75.0
自主防災組織結成率【再掲】	%	46	100
防災アドバイザー防災士登録者数【再掲】	人	5	20
受援計画の策定【再掲】		未策定	策 定
施策分野	主な取組・事業		担当所属
住環境	下水道施設の耐震化		上下水道課
保健医療・福祉	感染症予防事業		保健環境課
	予防接種事業		保健環境課

### Ⅲ 必要不可欠な行政機能は確保する

#### Ⅲ-1 町職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害により町職員に多くの死傷者が出る。</li> <li>◆ 出勤可能な職員においても、道路の途絶等により登庁できない状況に陥る。</li> <li>◆ 町庁舎等の公共施設及び業務システムや情報システムの麻痺により、行政機能が低下する。</li> </ul>			
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 行政機能が大幅に低下する事態を想定しておくことが必要。</li> <li>◇ 災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制を検討しておくことが必要。</li> </ul>			
推進方針	<p>① <b>業務継続体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中之条町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について再確認するとともに、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。</li> <li>・ 被災後速やかに各種の業務が再開できるよう、業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを遠隔地に保管するなど、住民データの流出を防ぐ。</li> <li>・ 中之条町業務継続計画（BCP）の継続的な見直しや検証により計画の実効性を高めるとともに、防災訓練等を実施することにより、職員の災害対応力の向上を図る。</li> <li>・ 庁舎が被災し使用不能となった場合に備え、代替拠点を選定するとともに、選定した施設の代替機能の強化を図る。</li> <li>・ 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。</li> </ul> <p>② <b>受援体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。</li> <li>・ 応急期における救援・救助機関の活動拠点となる防災拠点施設（役場本庁舎）の維持管理に取り組む。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値（R2）	目標値（R7）
	業務継続計画（BCP）の策定		策定済	更新（随時）
	受援計画の策定【再掲】		未策定	策 定
	相互応援協定の締結	件	5	6
	施策分野	主な取組・事業		担当所属
	行政施策	大規模災害時における広域連携		総務課・企画政策課

## Ⅳ 経済活動を機能不全に陥らせない

### Ⅳ-1 食料等の安定供給の停滞

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急輸送路等の被災や広域にわたる被災のため、県内外からの食糧の供給が停滞する。</li> <li>◆ 基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞り、農業生産ができない事態が発生。</li> </ul>			
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 農業用施設の耐震化が必要。</li> <li>◇ 軽量鉄骨やパイプハウス等の園芸作物施設の倒壊対策が必要。</li> </ul>			
推進方針	<p>① 農業用基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町の基幹産業である第1次産業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう、老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理による長寿命化を図り、産業基盤の強化に努める。</li> <li>・ 雪害に対する補強設備導入を検討する。</li> </ul> <p>② 農業担い手の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。</li> </ul> <p>③ 農地の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。</li> </ul>			
指 標		単位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
新規就農者数 (年間)		人	1	1
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
産業	農業規模拡大、施設整備、機械導入等支援		農林課	
	新規就農者支援事業		農林課	



## V 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

### V-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期間にわたる機能の停止

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震、大型台風、集中豪雨等を原因として、本町までの送電線・町内配電線の断線、変電所の損傷による国内発電所の損壊による燃料備蓄枯渇により国内火力発電所が機能不全となり、本町への電力供給が長期停止に陥る。</li> <li>◆ 石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により、受入及び輸送ができなくなる。</li> <li>◆ 電力供給ネットワークやガス・石油サプライチェーン等の長期間にわたり機能が停止する。</li> </ul>			
脆弱性の評価	◇ 供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要。			
推進方針	<p>① 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の資源を最大限に活用してエネルギーをつくり、これをできるだけ地域で使っていく「エネルギーの地産地消」を進めるため、本町の恵まれた地域資源である水や太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る。</li> </ul> <p>② エネルギー供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者等における自家発電設備の導入や燃料備蓄を促進する。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	住宅用太陽光発電施設設置費補助金希望件数	件	13	20
	リチウムイオン蓄電池設置費補助金希望件数	件	—	10
	施策分野	主な取組・事業		担当所属
行政施策		再生可能エネルギー導入促進		企画政策課
		災害時の燃料確保		総務課



## V-2 上下水道等の長期間にわたる機能の停止

想定されるリスク	<p>◆ 災害の発生により、水道施設や電力供給システムが損傷し、水処理機能や送水機能を喪失し、長期にわたって送水できなくなる。</p>			
脆弱性の評価	<p>◇ 上下水道施設の耐震化を進めていくことが必要。 ◇ 応急給水の体制強化に取り組むことが必要。</p>			
推進方針	<p>① 上下水道施設の耐震化・老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業ビジョン・経営戦略に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設・設備の更新を図る。</li> </ul> <p>② 速やかな給水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所となる施設の受水槽への緊急遮断装置の設置、給水車の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を進める。</li> </ul> <p>③ 配水幹線の多系統化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配水幹線の多系統化を図ることで、災害による機能停止の軽減を図る。</li> </ul> <p>④ 生活排水や下水道施設の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災後、住宅や避難所等からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備による生活排水対策を進める。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	上水道基幹管路の耐震化率【再掲】	%	24.7	30.0
	下水道業務継続計画の策定		策定済	更新(随時)
	施策分野	主な取組・事業		担当所属
	住環境	老朽管路の更新		上下水道課



### V-3 基幹交通及び地域交通ネットワークの長期間にわたる機能の停止

想定されるリスク	<p>◆ 国道、県道、町道等の交通インフラが被害を受け、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出て、復旧、復興が大幅に遅れる。</p>			
脆弱性の評価	<p>◇ 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。</p> <p>◇ 災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えが必要。</p>			
推進方針	<p>① 道路施設の維持・長寿命化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多数の橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画により計画的に修繕工事を進め、引き続き予防保全的な対策を図り、健全な道路ネットワークの維持に努める。</li> <li>救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路、避難路、緊急輸送路を補完する町道の整備を行う。</li> </ul> <p>② 災害に強い道路網の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山間地等において、道路の防災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。</li> </ul> <p>③ 交通対策に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出を控えるよう、広報活動を行う。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	橋梁修繕工事必要数【再掲】	橋	41	26
	施策分野	主な取組・事業		担当所属
	国土保全	道路維持改良事業		建設課
	老朽化対策	橋梁長寿命化修繕計画事業【再掲】		建設課



## Ⅵ 制御不能な二次災害を発生させない

### Ⅵ-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

想定されるリスク	◆ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃し、その後の降雨等により表土が流出し新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。			
脆弱性の評価	◇ 林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めることが必要。 ◇ 県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を図ることが必要。 ◇ 農地の適正管理に努めることが必要。			
推進方針	<p>① 森林の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林の多目的機能が持続的に発揮されるよう間伐事業を進める。</li> <li>森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する。</li> <li>林業施業に併せ、作業道や葉脈路を適時設置し、道路網の整備を推進する。</li> </ul> <p>② 農地の保全・適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進し、適正な管理に努める。</li> <li>利用権の設定や農作業の受委託を進め、遊休農地の解消等、農地の有効な活用を図る。</li> <li>新規就農者の確保や育成を進めるとともに、認定農業者の規模拡大や法人の農業参入の推進を図る。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	新規就農者数 (年間) 【再掲】	人	1	1
	多面的機能の維持が図られた組織数	組織	11	11
	森林経営管理制度管理委託面積	ha	-	80
施策分野	主な取組・事業		担当所属	
産業	中山間地域等直接支払事業		農林課	
	多面的機能支払交付金事業		農林課	
	遊休農地の発生防止・解消		農林課	
	新規就農者支援事業 【再掲】		農林課	
	担い手育成支援事業		農林課	
	小規模農村整備事業		農林課	
	森林経営管理制度		農林課	
	林業作業道整備事業		農林課	
	林道整備事業		農林課	

## Ⅶ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### Ⅶ-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 倒壊家屋や浸水による堆積物が大量に発生し、各家庭から大量の災害廃棄物が運び出され、道路などにあふれ出す。</li> <li>◆ 通常の処理能力では発生した廃棄物の処理が追い付かない状態となり、一時的に保管する仮置き場の設置が間に合わず、廃棄物が被災地の道路や公園等に投棄され、廃棄物があふれる状態となる。</li> </ul>			
脆弱性の評価	◇ 関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要。			
推進方針	<p>① 災害廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中之条町災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害発生時における町民の健康への配慮、衛生や環境面での安心安全の確保のため、災害廃棄物の仮置場を確保し、迅速かつ適正に災害時に発生する廃棄物の処理を進める。</li> </ul> <p>② ごみの減量化やリサイクルの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物等を処理できる残余能力を増やすため、平時からごみ減量化を図る。</li> <li>・ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び衛生面、リユース、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮及びリサイクルの向上を図る。</li> </ul> <p>③ 町民、事業者、他自治体との連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的かつ効率的に適正な処理を行うため、国、群馬県、周辺自治体と連携し、迅速な処理、資源化を推進する。</li> </ul> <p>④ 建築物の耐震化と空き家対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の倒壊による廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化を促進する。</li> <li>・ 空き家等の状況把握をするとともに、所有者等への発生予防のための啓発や管理不全な空き家等の防止・解消に努める。</li> </ul>			
	指 標	単 位	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	総ごみ量	t	6,082	6,000
	施策分野	主な取組・事業		担当所属
住環境		災害廃棄物処理対策の推進		保健環境課
		ゴミの減量化、リサイクルの推進		保健環境課

## Ⅶ-2 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害についての誤った情報が広範囲に広まり、町のイメージが悪化する。</li> <li>◆ 町内で生産される農産物等において、誤認識や偏見、危険性に対する過剰反応等の風評が広まり、生産、販売に支障がでる。</li> <li>◆ 大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する。</li> </ul>		
脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 災害等に起因する農林水産業や観光産業への風評被害に対応する体制を整備することが必要。</li> <li>◇ 災害等が発生した際に正確な情報発信や取材等に対応する体制を整備することが必要。</li> </ul>		
推進方針	<p>① 正確な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、ホームページの更新や報道機関への情報提供、安心メール等により、正確な情報を発信する。</li> <li>・ 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る。</li> </ul> <p>② 特産品等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内産農産物のPRを強化するとともに、農産物等のブランド化、6次産業化及び付加価値化を促進する。</li> </ul>		
	施策分野	主な取組・事業	担当所属
産業		農産物ブランド化事業	農林課
		6次産業化推進事業	農林課
		おいしいお米づくり支援	農林課
		美野原農業公園構想	農林課
		観光宣伝事業	観光商工課



Ⅶ-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

想定されるリスク	<p>◆ 地震等の発生により、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われるほか、長年、伝承されてきた地域の行事や祭り等が喪失する。</p>		
脆弱性の評価	<p>◇ 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。</p> <p>◇ 有形無形の文化財を映像等に記録するなど、文化財の保存対策を進める必要がある。</p> <p>◇ 文化財の被害に備え、文化財行政の体制整備や文化財の修復技術の伝承をする必要がある。</p> <p>◇ 災害時における被害状況の収集のためにも、各地の有形・無形の文化財を調査・記録しておく必要がある。</p> <p>◇ 「赤岩重要伝統的建造物群保存地区」の街並みを継承していくため、保存計画の適正な運用と、住民同士の連携や行政と一体となった取り組みが必要となる。</p>		
推進方針	<p>① 文化財の保存と災害発生時の体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財が焼失しないよう、保管されている建築物の耐震化や防火対策の充実を図る。</li> <li>災害時における文化財の破損等を防ぐため、日々の点検を行うとともに、文化財ごとの特性に応じた保存方法を検討し実施していく。</li> <li>文化財が貴重な財産であることを勘案して、災害発生直後から町内の指定文化財について迅速な被害状況の調査把握と必要な応急措置（文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置など）が図られるよう、平時より体制の構築を図る。</li> <li>災害発生時における施設の損壊に伴う、資料情報の逸失を防ぐため、システムのクラウド化の構築及び情報のデータ化を図る。</li> </ul>		
	施策分野	主な取組・事業	担当所属
行政施策		文化財保護管理事業	生涯学習課
		防火管理の体制を完備	生涯学習課
		赤岩重伝建地区保存活用事業	生涯学習課



## 第5章 計画の推進と進捗管理

### 1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要がある。

本計画では、「人命保護」を最優先とする観点から、リスクが回避されなかった場合の影響の大きさなどを勘案し、リスクシナリオ単位で優先的に取り組む施策を設定した。

#### 優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
Ⅰ	直接死を最大限防ぐ	Ⅰ-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		Ⅰ-2	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		Ⅰ-3	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
Ⅱ	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	Ⅱ-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		Ⅱ-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		Ⅱ-4	医療・福祉の需要が急激に増加することによる医療・福祉機能の麻痺
Ⅲ	必要不可欠な行政機能は確保する	Ⅲ-1	町職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下

#### 優先的に取り組む施策の項目

施策分野	施策
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災啓発・防災教育の実施</li> <li>・ 情報の収集、伝達体制の確保</li> <li>・ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</li> <li>・ 業務継続体制の強化</li> <li>・ 消防力の向上</li> <li>・ 受援体制の整備</li> </ul>
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽危険空き家等対策</li> </ul>
保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者対策</li> <li>・ 医療機関等との連携強化</li> <li>・ 感染症予防対策</li> </ul>

国土保全	・山地防災対策
リスクコミュニケーション	・自主防災組織活動支援 ・地区防災計画策定支援
老朽化対策	・公共施設総合管理計画・個別施設計画の推進

## 2 推進体制

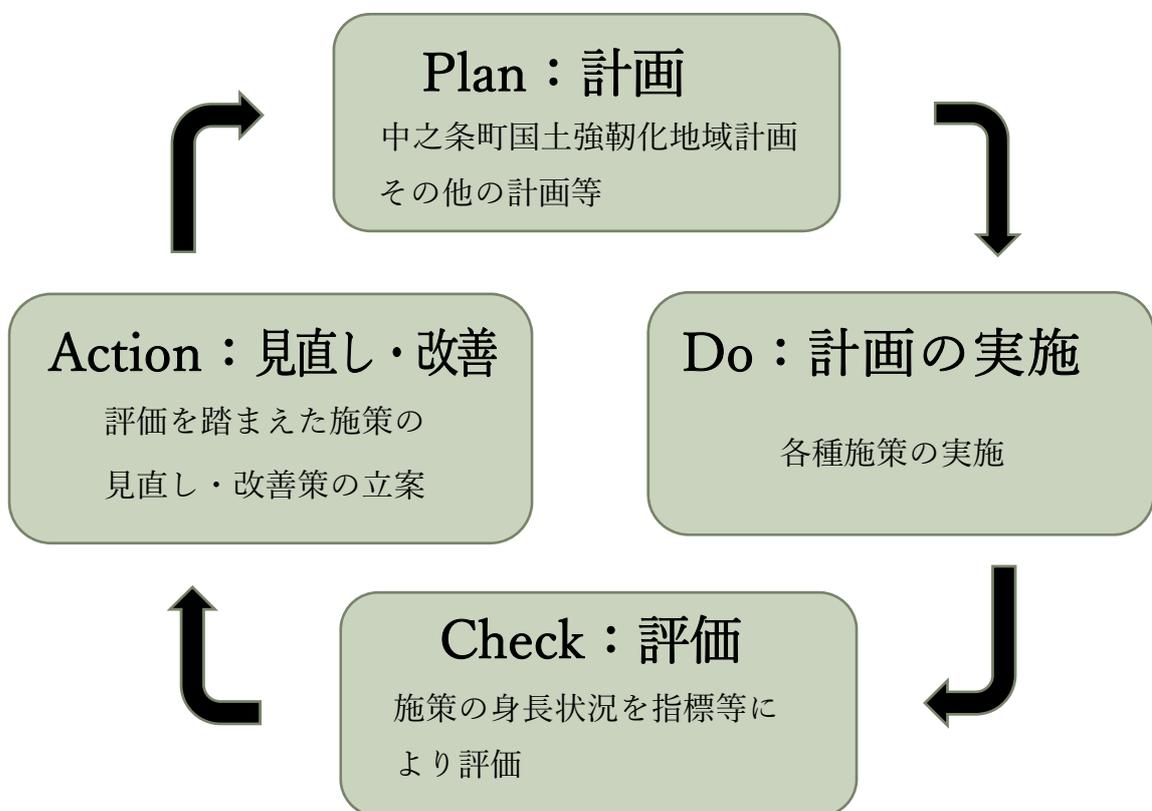
計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制の下、計画を推進していく必要がある。

また、地域の強靱化に向けて、国や県、近隣町村、関係団体、事業者、町民などとの連携・協力を推進するとともに、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

## 3 進捗管理

計画を着実に推進するため、施策ごとの指標や関連事業などの進捗状況を毎年度把握するなど、フォローアップを行い、PDCAサイクルを構築する。

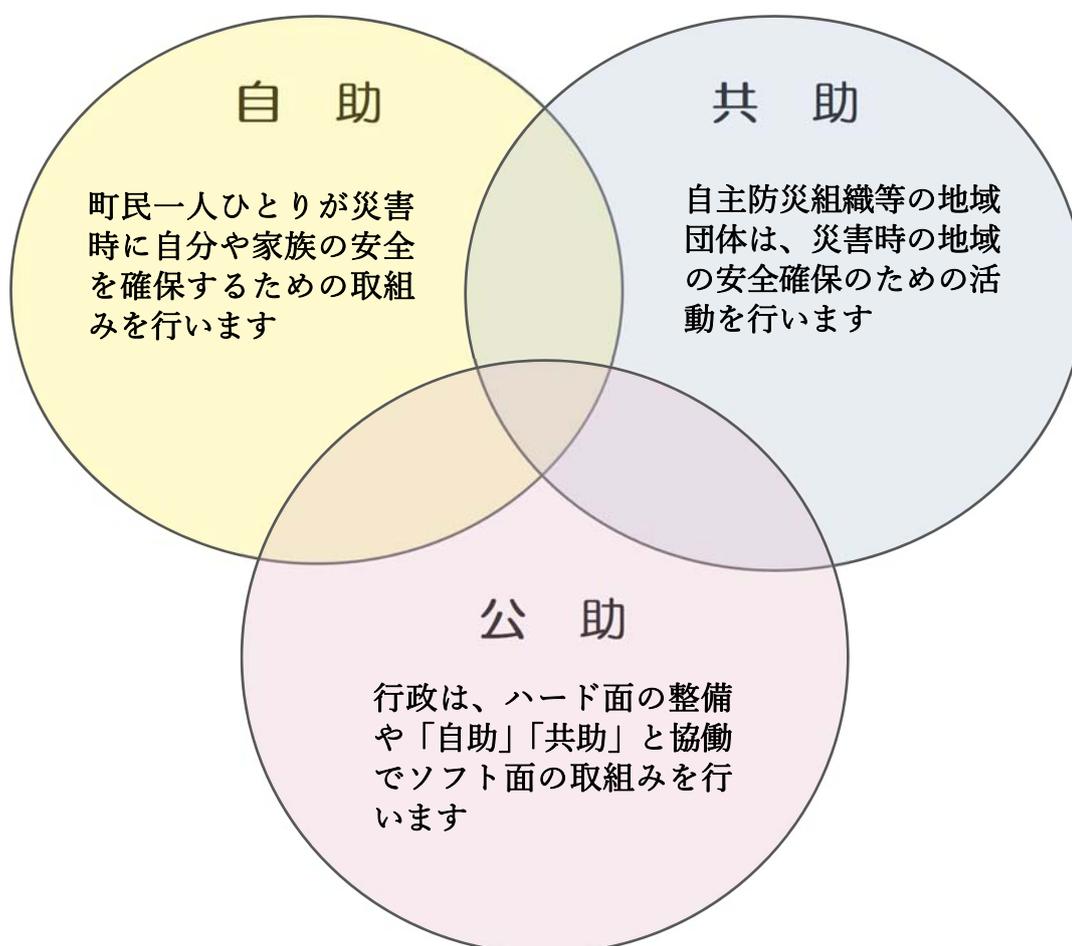
また、関連事業の進捗状況や各種取組の成果を踏まえ、予算化や国・県・関係機関などへ積極的に働き掛けを行い、施策の推進につなげる。



## 4 見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や国・県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討する。

なお、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い、本計画との整合を図るものとする。





## 中之条町国土強靱化地域計画

令和3年12月策定

中之条町 総務課

〒377-0494 中之条町大字中之条町1091

TEL 0279 (75) 2111

FAX 0279 (75) 6562

URL <https://www.town.nakanojo.gunma.jp/>